平成24年6月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(L)第126号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・横須賀簡易裁判所平成23年(L)第650号)

当審口頭弁論終結日 平成24年4月17日

判 決

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

控 訴 人

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

福 田 吉 孝

被控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

杉 山 程 彦

主

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

- 第1 当事者の求めた裁判
 - 1 控訴の趣旨
 - (1) 原判決を取り消す。
 - (2) 被控訴人の請求を棄却する。
 - (3) 訴訟費用は, 第1, 2審とも, 被控訴人の負担とする。
 - 2 控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

第2 当事者の主張等

本件は、控訴人との間の金銭消費貸借契約に基づいて被控訴人がした弁済について、利息制限法所定の利息の制限利率を超えて利息として支払われた部分 (以下「制限超過部分」という。)を元本に充当すると過払金が発生している として、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金(24万1503円)と民 法704条前段所定の利息の支払を求める事案である。

原審は、被控訴人の請求を認容し、これを不服とする控訴人が控訴した。

- 1 争いのない事実
 - (1) 控訴人は、貸金業の登録業者である。
 - (2) 被控訴人は、控訴人との間で、下記のとおり、金銭消費貸借取引をした(以下「本件取引」という。)。

記

取引期間 平成8年11月18日~平成22年5月25日 取引年月日,借入金額及び弁済額 原判決別紙の「別紙利息制限法に基づく法定金利計算書」のとおり

- 2 争点及びこれについての当事者の主張
 - (1) 和解契約について

(控訴人の主張)

被控訴人は、平成21年2月25日、控訴人との間で、本件取引に関し、 被控訴人には54万8952円の貸金債務等があること及びそれ以外の債権 債務がないことを確認する和解契約(以下「本件契約」という。)を締結し ている。したがって、過払金は存在しない。

過払金の有無についての錯誤は、動機の錯誤にすぎず、被控訴人は、その ことを表示していない。また、上記錯誤は、和解の要素についての錯誤であ る。

被控訴人は、自己の自由な意思により、本件契約を締結しており、控訴人の一方的な詐欺行為により締結されたとはいえない。

(被控訴人の主張)

本件契約は、債務の弁済方法を変更する契約であり、かつ、準消費貸借契 約である。引直し計算の結果、前提とする旧債務が存在しなかった以上、本 件契約は無効となる。

仮に、本件契約が和解契約であるとしても、事業者である控訴人は、消費者である被控訴人に対し、貸金債務が存在しないにもかかわらず、これがあるとの不実の告知を行っている。したがって、被控訴人は、消費者契約法4条1項1号、2項に基づき、本件契約を取り消す。

控訴人は、貸金債務が消滅しているにもかかわらず、これが存在するように装って本件契約を締結させているから、被控訴人は、民法96条1項に基づき、本件契約を取り消す。

被控訴人は、貸金債務が消滅しているにもかかわらず、これが存在すると 誤信して本件契約を締結しているから、本件契約は、錯誤により無効である。

本件契約は、強行法規である利息制限法に違反するから、無効である。

本件契約を有効とする解釈は、認識がないまま過払金という財産権を失わせる点で、憲法13条に反する解釈であり、貸金債務が存在しないのに存在すると欺いた控訴人を利する点で憲法31条に反する。

(2) 「悪意の受益者」該当性

(控訴人の主張)

控訴人には、次のとおり、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)4条による改正前の貸金業法(以下「貸金業法」という。)43条1項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情があるから、「悪意の受益者」ではない。

ア 控訴人は、貸付け及び返済の都度、貸金業法17条1項及び18条1項 の要件を満たす書面を顧客に交付する業務態勢を構築していた。

なお、本件取引における返済方式は、元金定額返済方式であり、上記書面に記載された残債務額から、最低返済額どおり返済し続けると返済回数及び期間がどのくらいになるのか計算可能である。したがって、返済回数及び期間そのものを記載していなくても、法定の記載要件を満たす書面と

4 <u>55</u>

いえる。

イ 控訴人は、最高裁平成16年受第1518号同18年1月13日第二小 法廷判決・民集60巻1号1頁(以下「平成18年判決」という。)が言 い渡される以前は、顧客の支払が期限に遅れた場合などでも直ちに一括返 済を請求せず、顧客の諸事情に応じて対応しており、同判決後も、期限の 利益喪失条項に、利息制限法所定の利率を超えない範囲内の利息の支払を 遅滞した場合に限る旨を追記していた。したがって、同判決の前後を通じ、 被控訴人の支払の任意性を否定する事情は存在しない。

(被控訴人の主張)

控訴人は、貸金業の登録業者であり、利息制限法の制限利率を超えた利率 で貸付けをして、被控訴人から返済を受けていたから、「悪意の受益者」に 当たる。

控訴人は, 前記特段の事情があると主張するが, その具体的な立証をしていない。

(3) 利息の発生時期

(控訴人の主張)

仮に控訴人が「悪意の受益者」とされたとしても、民法704条の利息を 付すべき始期は訴状送達の翌日とするべきである。

(被控訴人の主張)

過払金元金に対する利息は、過払金の発生時から発生する。

(4) 返還すべき利得の範囲

(控訴人の主張)

控訴人は「悪意の受益者」ではないから、返還すべき利得の範囲は現存利益に限られ、過払金のうち45%は法人税として既に納付済みであるから、 残余の55%のみを返還すれば足りる。

(被控訴人の主張)

控訴人は、「悪意の受益者」であるから、上記控訴人の主張は失当である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)

- (1) 証拠 (乙1の1・2) と弁論の全趣旨によると、被控訴人は、平成21年2月25日、控訴人との間で、①被控訴人は、本件取引に関し、控訴人に対し、54万8952円の債務(貸金元金49万9433円、利息4万8321円、遅延損害金1198円)があることを認め、1か月1万円ずつの分割で支払うこと、②上記以外の債権債務がないことを確認することなどを内容とする契約(本件契約)を締結したことが認められる。証拠(甲1)によると、本件契約において控訴人が支払うものとされた貸金元金は、利息制限法に反する約定利息によって計算された金額そのままであったと認められる。
- (2) 証拠 (甲6) によると、毎月の返済が滞りがちであった被控訴人が、平成 21年2月25日、控訴人の店舗に赴き、相談したところ、控訴人の従業員 から、「今後の利息をなしにして支払う方法があります」と告げられ、本件 契約が締結されたものと認められる。

証拠(甲1)によると、原判決別紙の「別紙利息制限法に基づく法定金利計算書」のとおり、同日時点では過払金が発生し、本件取引に係る貸金債務は存在していなかったと認められる。しかし、証拠(甲6,乙1の1・2)と弁論の全趣旨によると、被控訴人の従業員は、本件契約の締結に際して、

「今後の利息をなしにして支払う方法があります」「毎月最低いくらなら払えますか」「毎月最低1万円お願いします。」など貸金債務の存在を前提とする発言をしており、しかも、上記(1)①の金額が記載された契約書は控訴人において準備したものと認められる。以上のことからすると、控訴人は、貸金債務が存在しないにもかかわらず、被控訴人に対し、上記(1)①の貸金債務等が存在する旨を告げて、本件契約を締結させたものと認められる。

本件契約が締結された時期は、平成18年判決が含い渡されてから、3年

以上を経過した時期である。しかも、弁論の全趣旨によると、本件取引には、期限の利益喪失条項が存するため、上記判決の下では、貸金業法43条の適用が認められないことは明らかであると認められる(同条の適用がないことは、控訴人も争っていない。)上、被控訴人は、控訴人との間で、平成8年から長期間にわたって取引をしてきたものである。そうすると、控訴人の従業員において、被控訴人の貸金債務が存在しないことまでは認識していなかったとしても、貸金債務等の額が上記(1)①のような多い額ではないことは、十分に認識していたと認められる。

これに対し、証拠(甲6)によると、被控訴人は、控訴人の従業員から告げられたことを信じて、本件契約を締結したものと認められ、一消費者である被控訴人としては、やむを得なかったものと認められる。

そうすると、控訴人の従業員は、貸金債務等の額について、虚偽の事実を述べ、それを信じた被控訴人をして、本件契約を締結させたということができるから、本件契約は、被控訴人の従業員の詐欺によって締結されたということができる。

弁論の全趣旨によると、控訴人は、平成23年12月5日、被控訴人が詐欺により本件契約を取り消す旨の意思表示が記載された被控訴人の準備書面3を受領していると認められるから、これをもって、上記意思表示がされたと認められる。

(3) 弁論の全趣旨によると、被控訴人は個人であり、控訴人は株式会社であって、法人であると認められる。そうすると、本件契約は、「消費者」である被控訴人と、「事業者」である控訴人との間で締結された契約であり、「消費者契約」に当たると認められる。

上記(2)のとおり、毎月の返済が滞りがちであった被控訴人が、平成21年 2月25日、控訴人の店舗に赴き、相談したところ、控訴人の従業員から、 「今後の利息をなしにして支払う方法があります」と告げられ、控訴人が準

TO SERVICE OF THE PERSON OF TH

備していた契約書に被控訴人が署名押印して、本件契約が締結されたものと 認められるから、控訴人は、被控訴人に対して本件契約の締結の意思形成に 向けた働きかけをしており、本件契約を締結するよう「勧誘」したものと認 められる。

証拠 (甲1)によると、原判決別紙の「別紙利息制限法に基づく法定金利計算書」のとおり、同日時点では過払金が発生し、本件取引に係る貸金債務は存在していなかったと認められる。しかし、上記(2)のとおり、控訴人の従業員は、本件契約の締結に際して、「今後の利息をなしにして支払う方法があります」「毎月最低いくらなら払えますか」「毎月最低1万円お願いします。」など貸金債務の存在を前提とする発言をしており、しかも、契約書は控訴人が準備してあったものであったと認められる。以上のことからすると、控訴人は、貸金債務が存在しないにもかかわらず、貸金債務が存在する旨を告げたものと認められる。そして、前記(1)のとおり、本件契約は、本件取引に係る貸金債務等の残債務を分割して被控訴人が支払う旨の内容の契約であるから、貸金債務が存在するかどうかは、本件契約を締結するか否かの判断に影響を及ぼすものと認められる。したがって、控訴人は、「重要事項について事実と異なることを告げ」たと認められる。

証拠 (甲6) によると、被控訴人は、控訴人の従業員の上記行為により、 貸金債務が存在すると誤認をし、それによって、本件契約を締結したと認め られるから、被控訴人は、消費者契約法4条1項1号に基づき、本件契約を 取り消すことができる。

弁論の全趣旨によると、控訴人は、平成23年12月5日、被控訴人が同項に基づき本件契約を取り消す旨の意思表示が記載された被控訴人の準備書面3を受領していると認められるから、これをもって、上記意思表示がされたと認められる。

(4) したがって、その余の点を判断するまでもなく、本件契約は、上記(2)又は

2 争点(2)

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」であると推定される(最高裁平成17年受第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁)。

前記争いのない事実のとおり、貸金業者である控訴人は、制限超過部分を利息の債務の弁済として受領しているから、その事実自体により「悪意の受益者」と推定される。そして、控訴人は、貸金業法17条1項及び18条1項の要件を満たす書面を顧客に交付する業務態勢を構築していたなどと主張するにとどまり、被控訴人に交付した書面を証拠として提出するなどの前記特段の事情に関する具体的な立証を行っていない。

以上から、控訴人は民法704条の「悪意の受益者」と認められる。

3 争点(3)

金銭消費貸借の借主が利息制限法所定の制限を超える利息の支払を継続したことにより過払金が発生した場合においては、その金銭消費貸借が過払金充当合意を含む基本契約に基づくものであった場合であっても、民法704条前段所定の利息は過払金発生時から発生すると解すべきである(最高裁平成21年受第1192号同年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁)。

4 争点(4)

上記2のとおり、控訴人は「悪意の受益者」であるから、「悪意の受益者」が返還すべき利得の範囲は、現存利益(民法703条)にとどまらず、受けた利益全部に及ぶ(民法704条前段)。したがって、過払金元金から法人税相当分の45パーセントを控除した現存利益を返還すれば足りる旨の控訴人の主

張を採用することはできない。

第4 結論

以上からすると,原判決別紙「別紙利息制限法に基づく法定金利計算書」の引直し計算は正当であり,被控訴人の請求は全部理由がある。 よって,本件控訴を棄却することとして,主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官

森 義之

裁判官

竹内浩史

裁判官

橋 本 政 和

